

令和3年度 LGBT等性的少数者の人権尊重施策概要

事務事業名	性の多様性の理解促進及びLGBT等の性的少数者の困難の解消に向けた支援
[これまでの本市の取組状況]	
<p>本市では、LGBT等性的少数者の方々の人権尊重に関して、平成30年度から、それまでの市民や企業向けの啓発講座の実施、教育現場における授業・啓発などに加え、全庁的に以下の取組を進めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「申請様式等の性別記載欄」や「多機能トイレの表示」の見直し ・多様な性に関する「職員ハンドブック」を作成し、継続的に、全庁で、窓口での対応や職員研修に活用 ・「性の多様性」や性的少数者の困りごと、周りの人ができることを、分かりやすく、正しくお知らせするためのリーフレットを作成し、市民向け啓発に活用 	
<p>また、令和2年3月には、「人権文化推進計画」を改訂し、「性的少数者の人権尊重」を重点課題の一つとして位置付け、多様な性の在り方を相互に認め合える、差別や偏見のない「誰ひとり取り残さない」共生社会の実現に向け、令和2年度は、以下のことに取り組んだ。</p>	
<p>【パートナーシップ宣誓制度（令和2年9月開始）】 実施状況は、別紙資料2－2のとおり</p>	
<p>【LGBT等コミュニティスペース「京都まあぶるスペース」の施行実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10月にオンライン形式で実施（13名参加） ・12月に、対面形式で、個別相談会と併せて実施（11名参加。個別相談会=1名） <p>また、7月には、性の多様性について語り合うオンライン座談会（13名参加）も開催</p>	
<p>【企業向けパンフレット「ダイバーシティLGBTの視点から考えるこれからの職場づくり】 LGBTやSOGI、当事者の声や取組事例をまとめたパンフレットの作成・配布</p>	
<p>【広報啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「性の多様性について考え方！～自分らしさ認め合う～」座談会 ・人権情報誌や市民しんぶん等広報媒体を活用した啓発 等 	
<p>[令和3年度の取組予定]</p> <p>これまでの取組を通じて、性の多様性についての理解は深まりつつあるが、事実に基づかない偏見や差別的発言がなされるなど、未だ社会の理解が十分に進んでいるとはいはず、性的少数者の方々は、周囲に隠し、悩みを打ち明けられる人がいないことから、孤立を深め、生きづらさを感じ、自殺念慮が高いことも指摘されている。</p> <p>また、性的少数者の方々は、複合的な課題を抱えている方も多く、さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中で、経済的困窮とメンタルヘルスの悪化が顕著であり、行政等の適切な対応がより求められる状況であることから、令和3年度においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○行政や企業、さらに「学校・地域」といった身近な空間における意識を変えていく取組 ○「コミュニティスペース」を中心に、居場所づくりやニーズを把握する取組を促進していく。 	
<p>[事業概要]</p> <p>1 子どもたちが安心して学べる環境づくりに向けた啓発</p> <p>保護者等向けて、性の多様性や性的少数者に関する基礎知識、当事者の声（子どもの頃のエピソード等）をまとめたリーフレット（ダウンロード版）を、当事者団体や大学と協働して作成し、保護者や地域との懇談会、学校の授業の場など広く活用いただく。</p>	

2 コミュニティスペース「京都まあぶるスペース」及び個別相談会の定期的な実施

性的少数者の意見交換や経験の共有、交流などの「場」及び性的少数者の専門相談の機会の確保、ニーズや課題の把握を目的として、コミュニケーションスペース及び個別相談会を、京都市男女共同参画推進協会と連携して年4回実施する。

- ・当日の運営については、当事者団体に依頼する。
- ・各回の実施テーマ（案）

第1回	職場について考える
第2回	学校について考える【ユース限定】
第3回	パートナーシップ宣誓制度について考える
第4回	社会参加について考える【女性限定】

- ・テーマに沿った当事者からのミニ講演とグループトーク※をセットで行う。
※ 居場所づくりとして「フリートーク」のグループは、必ず設ける。
- ・テーマに関係する他団体との連携も模索する。
(例：「学校（ユース限定）」の回における若者支援団体との連携)
- ・必要に応じて、オンライン（Zoom等）でも対応する。

3 京都市パートナーシップ宣誓制度の更なる周知及び都市間相互利用の推進

- ・宣誓された方のアンケートやコミュニケーションスペースの場などを活用して、制度に関わる課題や今後の利便性向上のための意見交換を実施
- ・利用者の利便性向上と負担軽減のため、制度導入自治体間による相互利用の推進及び発信

4 当事者団体と協働した啓発の取組の推進

- ・「人権啓発サポート制度」の充実等により、当事者団体と協働して、当事者を講師としてリストアップし、学校や企業、地域の要請に応じて、派遣する※。
※ 多様なロールモデルが必要であり、可能な範囲で複数の当事者が派遣できるよう調整する。
- ・当事者団体同士、本市と当事者団体、関係団体等とがつながりを持ち、互いの活動に関して情報共有を図るとともに、適宜、相互に協力し合う関係を作っていくことで、効果的な施策を推進

5 民間の取組の拡大の支援

- ・企業、大学など各セクターにおいての取組が推進されるよう、事例の収集と発信
- ・困難事例として挙げられる賃貸住宅関連事業者に対し、担当部署と連携し、性の多様性及び性的少数者に関する理解促進や人権啓発サポート制度の充実等の取組を周知

6 本市職員の対応の推進及び広報啓発

- ・職員一人一人が性の多様性及び性的少数者への理解を深め、適切に対応することができるよう、引き続き、職員向けハンドブックを活用し、意識の浸透を図る。
- ・人権情報誌「きょう COLOR」やSNS等活用可能な広報媒体により、性の多様性及び性的少数者に関する理解促進や本市の取組等を発信していく。